

# 参議院議員通常選挙

秋田県選出議員選挙  
比例代表選出議員選挙

◆投票日は、国会の会期によって変動する可能性があります、今のところ7月10日(日)に行われる見込みです(6月3日現在)。投票日が確定した際は、改めて広報あきたでお知らせします。

■日程(見込み)■公示日6月22日(水) 投票日7月10日(日)

■投票時間■午前7時～午後8時(河辺・雄和は午後7時まで)

問▶秋田市選挙管理委員会事務局☎(888)5786 広報ID番号▶1034016



みんなで行こう！  
投票さに行こう！

## 秋田市で投票できるかた

平成16年7月11日以前に生まれたかたで、3月21日以前から秋田市に住民登録しているかた。

### ◆3月22日以降に

秋田市に転入してきたかた  
…前に住んでいた市町村に投票できる  
かお問い合わせください。

### ◆秋田市から転出したかた

…3月10日以降に、秋田市から転出したかたで、秋田市に3か月以上住んでいたかたは、秋田市で投票できます。ただし、すでに転入先の選挙人名簿に登録されている場合は、転入先での投票となります。

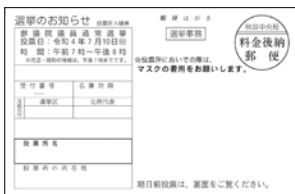
### ◆秋田市内で転居したかた

…6月8日以降に市内で転居したかたは、転居前の住所地の投票所での投票となります。

## 投票所入場券

投票所入場券は郵便でお届けします。投票日や投票できる場所などを確認して投票所にお越しください。紛失しても投票できますので、投票所受付でお話してください。

入場券の色はピンク



## 投票方法

投票所では、最初に秋田県選出議員選挙の投票を行い、次に比例代表選出議員選挙の投票を行います。

### 【点字投票】

視覚障がいのかたは、点字による投票ができます。

### 【代理投票】

手が不自由などの理由で自ら投票用紙に書くことができないかたは、本人の申請により、事務従事者が代筆します。

### 【不在者投票】

次のような場合は、不在者投票ができます。詳しくはお問い合わせください。

- ◆入院中など＝県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに入院または入所中のかた、または新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などされているかた
- ◆他の市町村での不在者投票＝仕事の都合などで他市町村に滞在しているかた
- ◆郵便などによる不在者投票＝身体障害者手帳もしくは戦傷病者手帳をお持ちで、一定の障がいのあるかた、または介護保険の「要介護5」のかた

### 【投票所が変わります】

大平台地区のかたの投票所が、「桜小学校」から、「上北手大戸公民館」に変わります。

## 期日前投票

期日前投票をする場合、宣誓書の記入が必要です。混雑を避けるため、投票所入場券裏面の「宣誓書」を来場前に記入してお持ちください。

会場	投票日時
市役所1階市民ホール	6月23日(木)▼7月9日(土) 午前8時30分～午後8時

会場	投票日時
秋田大学手形キャンパス 学生会館2階	6月29日(水) 午前11時～午後5時 *大学内の駐車場は利用できません。

会場	投票日時
北部市民サービスセンター 西部市民サービスセンター	7月3日(日)▼7月9日(土) 午前8時30分～午後6時

会場	投票日時
河辺市民サービスセンター 雄和市民サービスセンター 岩見三内連絡所・大正寺連絡所	7月3日(日)▼7月9日(土) 午前8時30分～午後5時

会場	投票日時
秋田駅西口ぼほろーど イオンモール秋田2階	7月3日(日)▼7月9日(土) 午前10時～午後8時

### 投票所での新型コロナウイルス感染症対策の実施にご協力ください

◆投票所でも様々な対策を行いますので、マスクの着用や鉛筆・シャープペンシルなどの持参など、ご協力をお願いします

## 秋田市職員採用試験

来年4月採用予定の秋田市職員採用試験(職務経験者)を実施します。要件など、詳しくは受験案内書をご覧ください。

問い合わせ  
人事課 ☎(888)5429

### 【受験案内書配布場所】

市役所1階総合案内、4階人事課、各市民サービスセンター(中央を除く)、駅前サービスセンター、秋田市移住相談センター(千代田区)、同八重洲センター(中央区)  
◆市ホームページからもダウンロードできます。

広報ID番号 1029030

### 【願書申請期間と場所】

6月27日(月)から7月8日(金)までに、人事課へ(当日消印有効)

## ① 職務経験者

### ◆受験資格

- 昭和48年4月2日以降に生まれたかた
- 民間企業などでの職務経験が直近7年中に通算して5年以上あるかた

### ◆第一次試験

試験日▶7月31日(日)  
試験会場▶県社会福祉会館(旭北)  
試験方法▶基礎能力検査

## ② 職務経験者(移住定住枠)

### ◆受験資格

- 昭和48年4月2日以降に生まれたかた
- 本社・本庁を秋田県外に置く民間企業などでの職務経験が直近7年中に通算して4年以上あるかた
- 令和4年7月8日時点で、秋田県外に在住のかた

### ◆第一次試験

試験日▶7月31日(日)まで  
試験方法▶SPI3(IIテストセンター)方式。詳しくは受験案内書でご確認ください

### 【試験区分ごとの採用予定人数と職務経験の目安】

行政 8人(うち移住定住枠 4人)  
民間企業などでの職務経験  
行政(デジタル対応)

2人(うち移住定住枠 1人)  
システム開発・構築・運用・保守、「AI」や「IoT」などICTを活用した事業の企画・営業・コンサルティング、システム運用業者への指導、技術相談などの職務経験

電気 2人(うち移住定住枠 1人)  
電気設備の計画・設計・工事監理に関する職務経験

農業 2人(うち移住定住枠 1人)  
農業農村の振興、整備、農地に関する職務経験

\*複数の試験・試験区分に重複して申し込むことはできません。試験日程が重複していない場合も同様です。  
\*高卒程度試験などの日程などは、市ホームページや広報あきたでお知らせします。

## 市政トピックス

秋田市消費生活相談員の  
小玉順子さんが  
内閣府特命担当大臣表彰  
を受賞!



表彰された市消費生活相談員の小玉さん

このたび、秋田市消費生活相談員の小玉順子さんが、消費者支援功労者 内閣府特命担当大臣表彰を受賞されました。

今回の受賞は、消費生活相談員として各種講座・研修の講師を多数務めたほか、消費者被害防止のための活動や、多重債務者の債務整理・生活再建の相談など、長年にわたる活動が高く評価されたものです。おめでとうございます。

18歳から

大人!



市民相談センターからお知らせ

今年の4月から成年年齢が18歳になりました。成年になることで、契約をひとりて結ぶことができるようになります。それに伴ってさまざまなトラブルに巻き込まれる可能性があります。

「成年＝自己責任」を自覚し、契約や買い物はしっかりと考えてから行うようにしましょう。

◆契約や買い物で「困ったな」と思ったら、消費者ホットラインへお電話ください

全国共通  
電話番号  
1888

市民相談センターでは、夜間や休日など、電話相談が困難な場合は電子メールでも相談を受け付けています。困ったときはいつでもご相談ください。

問い合わせ 市民相談センター

☎(888)5648  
Eメール ro-ctcc@city.akita.lg.jp